**平成２８年（フ）第７６６号**
広島市安佐北区落合２丁目37番２－301号　マエダビル
債務者　岩田　竹弘
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１３５号**
山口県下関市豊田町大字杢路子666番地
債務者　溝口　富門
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２８年（フ）第４８号**
愛媛県宇和島市津島町上畑地甲480番地　畑地団地212号
債務者　谷口　典子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　松山地方裁判所宇和島支部

**平成２８年（フ）第７８号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2392番地９
債務者　白石　茂子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　福岡地方裁判所直方支部

**平成２８年（フ）第７９号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2392番地９
債務者　白石　義則
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　福岡地方裁判所直方支部

**平成２８年（フ）第３７４号**
鹿児島県鹿児島市松陽台町５番地３（県営松陽台第二団地14棟１号）
債務者　外薗香菜江
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３８８号**
鹿児島県いちき串木野市美住町137番地　神村住宅１号棟
債務者　池田　浩
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３９５号**
鹿児島県鹿児島市和田２丁目10番５号
債務者　巻木加代子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１０８号**
宮城県栗原市築館藤木７番46－201号　ハイム藤
債務者　園田　俊一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
秋田県男鹿市福米沢字福米３番地
債務者　中田　豊
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１８５号**
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上18番地４
債務者　進藤　聖子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１８６号**
秋田市河辺大張野字道ノ下63番地
債務者　及川　博樹
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第８３号**
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5528番地　浅間台団地第62－33号
債務者　坪井　哲
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第８３号**
広島県呉市阿賀南８丁目32番30号
債務者　城垣内利惠子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第８４号**
広島県呉市海岸４丁目１番２号
債務者　黒田　徹也
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第１７号**
高知県高岡郡四万十町金上野1293番地８
債務者　谷口　孝志
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　高知地方裁判所須崎支部

**平成２８年（フ）第４３３号**
熊本市西区池田２丁目15番34号
債務者　坂本いずみ
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第８６号**
佐賀県唐津市桜町988番地16
債務者　鋤野　宗晴
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで　佐賀地方裁判所唐津支部